

日臓ネ第28-277号

平成29年2月3日

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長 井内 努 様

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク
理事長 門田 守人



心臓以外の臓器のあっせんの検証結果についての報告

「指示書」(平成29年1月27日付け厚生労働省発健0127第5号)の3に基づき、当法人がE-VASシステムを利用してあっせんした410例目から429例目までについて、心臓以外の臓器のあっせんが公平かつ適正であったか検証した結果を、別紙のとおり報告します。

厚生労働大臣指示書を受けた検証結果報告書

1 経緯について

平成29年1月26日に、新レシピエント検索システム（以下「E-VAS システム」という。）のうち、心臓の移植希望者の優先順位付けを行うためのプログラムに不具合があることが分かり、同日付けでこのシステムによる全臓器の移植希望者の優先順位の管理を中止した。このため同日以降のあっせんは JOT 職員が複数人体制で優先順位付けの作業と確認を行った上で実施している。

同日に、プログラムの不具合が発覚したきっかけとなった430例目の移植事例が心臓であったことから、E-VAS システムの利用を開始した平成28年10月4日から平成29年1月25日までの間に JOT が行ったあっせん事例（410例目から429例目までの20事例）のうち心臓のあっせんが行われた事例については直ちに検証を行い、同年1月26日付けで検証を終えた結果、3事例であっせん誤りがあったことが判明した。また心臓以外の臓器については、「指示書」

（平成29年1月27日付け厚生労働省発健0127第5号）により、公平かつ適切であったか直ちに検証し、報告することとされた。

今般、JOT では、当該指示書を受け、以下2について、以下3の方法によりあっせんの検証を行った。検証結果は以下4のとおりであることをこの報告書により報告する。

2 検証の範囲について

対象期間：平成28年10月4日から平成29年1月25日までの間にあっせんされた20事例（410例目から429例目まで）

あっせん対象とした臓器：肺11例、肝臓16例、腎臓17例、膵臓10例

3 検証の方法等について

(1) 検証の前提となるあっせんのルール及び手順

臓器のあっせん方法については、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日付け健医発第1371号厚生省保健医療局長通知）の別添2において、臓器ごとに移植希望者の選択基準（以下「レシピエント選択基準」という。）が定められている。JOT では、このレシピエント選択基準に則りあっせんを行っている。

レシピエント選択基準は、臓器ごとに若干の違いはあるものの、医学的な適合条件（ABO 式血液型、体重等）に適合することを第一のあっせんの条件とし、この適合条件に合致する移植希望者が複数いる場合には、医学的緊急度や待機日数等によりあっせんの優先順位を決定するものとなっている。

JOT は、医学的な適合条件や医学的緊急度等に関する情報については、移植希望者の治療を担当する医療機関が関係学会の了承を得て JOT に提出する情報を利用している。JOT ではこれらのあっせんに必要な情報を E-VAS システム内で移植患者ごとに整理票（以下「個人票」という。）を作成して管理しており、当該個人票の写しを移植希望者に関する情報を提出した医療機関と共有している。

そして、臓器のあっせんを行う際には、E-VAS システムの検索画面に臓器提供者（以下「ドナー」という。）の ABO 式血液型、体重等を入力すれば、適合条件に合致する移植希望者が検索される仕組みとなっている。適合条件に合致する移植希望者が複数人となる場合は、システムのプログラムによって、自動的に、医学的緊急度や待機日数等により優先順位付けが行われて検索結果が表示される。

（２） 検証の方法について

4 1 0 例目から 4 2 9 例目までの事例であっせんされた前記 2 の臓器について、以下の方法により検証を行った。①の一覧表は JOT の 3 名の職員が記載内容の確認を行い、②から④までの検証は、前記 2 の臓器ごとに JOT の 3 名の職員が過程を確認した。

- ① ドナーから臓器の提供が決まった時点（ドナー家族が臓器提供に承諾した時点）で、JOT に当該臓器の移植希望者として登録されていた者に関する情報（個人票）について、臓器ごとのレシピエント選択基準が定める適合条件や医学的緊急度、待機日数等の項目を整理した一覧表を Excel ファイルで作成した。待機日数については、個人票に記載されている待機開始日（あっせん対象となる状態となった日）から算出した。
- ② 20 事例のドナーの適合条件（ABO 式血液型、体重等）の情報を基に、一覧表から適合条件に合致する移植希望者を選択する。
- ③ 適合条件に合致する移植希望者が複数いた場合は、レシピエント選択基準が定める医学的緊急度や待機日数等による順位付けを行う。
- ④ ②で選択された移植希望者又は③で最優先の順位となる移植希望者が 20 事例において実際にあっせんを行った対象か否かを確認する。

4 検証結果について

410例目から429例目までで行われた心臓以外の臓器は、前記3(2)による検証の結果、全ての事例で、②で選択された移植希望者又は③で最優先の順位となった移植希望者にあっせんしており、公平かつ適正に行われていたことが確認できた。